

	災害時における医療体制の構築に係る指針	災害拠点精神科病院の指定要件(案)	災害拠点病院の指定要件
	災害拠点精神科病院は、都道府県において災害時における医療を提供する上での中心的な役割を担う。	24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
精神科医療提供のため整備すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神科医療を行うための診療機能を有すること ・重症な精神疾患を有する者に対応可能な保護室等を有していること 	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準」(厚生労働省平成八年三月二十一日 告示第90号)に適合した精神科指定病院であること。または、その基準を満たす精神科病院であること。	<p>④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。 救命救急センターであること<基幹></p> <p>(ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備</p> <p>(エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド</p>
精神科医療継続のため整備すべき事項(ハード面)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療に必要な施設が耐震構造であること 	診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。	(イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。 病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること<基幹>
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時においても電気、水、ガス等の生活必需基盤が維持可能である ・災害時において必要な医療機能を発揮できるよう、自家発電機を保有していること 	災害時も主な診療施設、病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討することが望ましい。	(ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討することが望ましい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても診療が継続できるよう、適切な容量の受水槽や井戸設備の整備、優先的な給水協定締結等により必要な水の確保に努めること 	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること	(エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。
精神科医療継続のため整備すべき事項(ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水・食料、医薬品、医療機材等を備蓄していること ・加えて、飲料水・食料、医薬品、医療機材等について関係団体と協定を締結し、災害時に優先的供給を受けられるようにしておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等※において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。) 	<p>食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。</p> <p>また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。)</p>	<p>ウ. その他</p> <p>食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。</p> <p>また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)</p>
		トリアージ・タッグ	(カ) トリアージ・タッグ
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災しても、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること 	被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修・訓練を実施すること 	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。

<p>研修・訓練の提供のため事項すべき事項</p>	<p>・災害時における精神科医療に精通した従事者の育成(都道府県精神科病院協会等とも連携した地域の医療従事者への研修を含む。)の役割を担うこと</p> <p>・災害急性期を脱した後も継続的に必要な医療を提供できるよう、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社救護班等の医療関係団体の医療チームと、定期的な訓練を実施するなど、適切な連携をとること</p>	<p>地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。</p>	<p>⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。</p>
<p>DPAT活動拠点本部としての役割のため整備すべき事項</p>	<p>・EMIS に加入しており、災害時にデータを入力する複数の担当者を事前に決めておき、訓練を行うことでその使用方法に精通していること</p> <p>・複数の災害時の通信手段を確保するよう努めること</p>	<p>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に決めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。</p> <p>衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。</p>	<p>(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に決めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。</p> <p>(ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい</p>
<p>DPAT派遣のため整備すべき事項</p>	<p>・DPATの派遣機能を有すること <目的></p>	<p>災害派遣精神科医療チーム(DPAT)の先遣隊(DPAT先遣隊)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の精神科医療機関のDPATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。</p> <p>被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等</p>	<p>③ 災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。 複数のDMATを保有していること<基幹></p> <p>(オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等</p>
<p>患者受入れ・搬送のため整備すべき事項</p>	<p>・災害時に精神疾患を有する者の一時的避難に対応でき場所を確保していること(体育館等)</p>	<p>また、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。</p> <p>また、広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。</p> <p>患者搬送については、DMATの協力を得つつ実施されるため、原則として敷地内のヘリコプターの離着陸場及び患者搬送用の緊急車両については不要とする。ただし、円滑な搬送を実現させるため、近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況については情報を把握しておくことが望ましい。</p> <p>DPAT先遣隊等の派遣に必要な緊急車両を有することが望ましい。その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。</p>	<p>原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を有すること。(後略) 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること<基幹></p> <p>DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。</p>